

公の施設の開館日、開館時間の見直し及び
使用料等、減免基準の見直し基本方針

令和 7 年 6 月

村 上 市

目 次

【開館日、開館時間の見直し】

I 基本的な考え方

- 1 見直しの必要性…………… 1
- 2 適用開始時期…………… 1

II 施設について

- 1 見直し対象外施設…………… 1
- 2 見直しの基本的な考え方…………… 1

【使用料等、減免基準の見直し】

I 基本的な考え方

- 1 見直しの必要性…………… 1
- 2 新使用料の適用開始時期…………… 1
- 3 使用料見直しのサイクル…………… 2

II 使用料について

- 1 見直し対象外施設…………… 2
- 2 算定方法の基本的な考え方…………… 2
- 3 原価算定の考え方…………… 3
- 4 施設の性質別分類と負担率の設定…………… 4
- 5 減額・免除について…………… 6
- 6 設定金額の調整について…………… 7
- 7 使用料の単位…………… 7

III 基準原価の設定方法

- 1 貸室等の使用料算出方法…………… 8
- 2 個人利用施設の使用料算出方法…………… 9

【開館日、開館時間の見直し】

I 基本的な考え方

1 見直しの必要性

昨今の人件費や光熱水費の高騰により施設運営経費は増加しています。

施設運営経費の削減を図るため、現在の施設利用状況を調査した上で、変更による影響を極力抑えられるよう配慮しながら、開館日及び開館時間の見直しを行います。

2 適用開始時期

見直しによる開館日及び開館時間の適用開始時期は、財政健全化集中取組期間の令和8年度中を予定しています。

II 施設について

1 見直し対象外施設

- (1) 常時開放されている施設（公園、駐輪場、駐車場等）
- (2) 廃止することが決定している施設
- (3) 政策的判断が必要で個別に検討を要する施設

2 見直しの基本的な考え方

原則令和5年10月から令和6年9月まで施設の利用状況を調査し、使用されていない曜日、時間帯、利用人数等から開館日、開館時間の見直しを行います。

なお、開館日及び開館時間については、関係する施設で調整します。（例：セット券が発売されている郷土資料館（おしゃぎり会館）・若林家住宅・歴史文化館とイヨボヤ会館との間での開館日・開館時間の調整）

【使用料等、減免基準の見直し】

I 基本的な考え方

1 見直しの必要性

使用料については、合併時に現状維持を基本とし平成21年4月に統一しましたが、合併前の使用料を基に調整したものや、他市との比較によって調整したものなど、新村上市における原価（コスト）計算を行わないまま据え置いてきました。

こうした中、指定管理による公の施設の管理方法の変更や、消費税の増税、燃料費・光熱水費の高騰など、使用料に係わる原価は変化しており、使用料算定の透明性、受益者負担の公平性の確保を図る観点から、見直しを行います。

2 新使用料の適用開始時期

新使用料の適用開始時期は、財政健全化集中取組期間の令和8年度中を予定しています。

3 使用料見直しのサイクル

受益と負担の公平性を確保しながら、施設サービスの向上を図るため、原則として、5年ごとに使用料の見直しを行います。

ただし、新規に設定された使用料は、その後、全体の見直しサイクルに合わせて見直しを行います。この場合、使用料の設定から次期見直しサイクルまでの間が2年に満たない場合は、見直しを行わないこととします。

II 使用料について

1 見直し対象外施設

(1) 使用料を徴収できないもの

・図書館

(2) 他の基準により料金が設定されているもの

・保育園 ・デイサービスセンター ・公営住宅 ・水道、下水道使用料

(3) 占用に関するもの

・道路占用 ・河川占用

(4) 有料化しても、徴収業務で新たな負担を招く等、採算が取れないもの

(5) 廃止することが決定している施設

(6) 政策的判断が必要で個別に検討を要するもの

2 算定方法の基本的な考え方

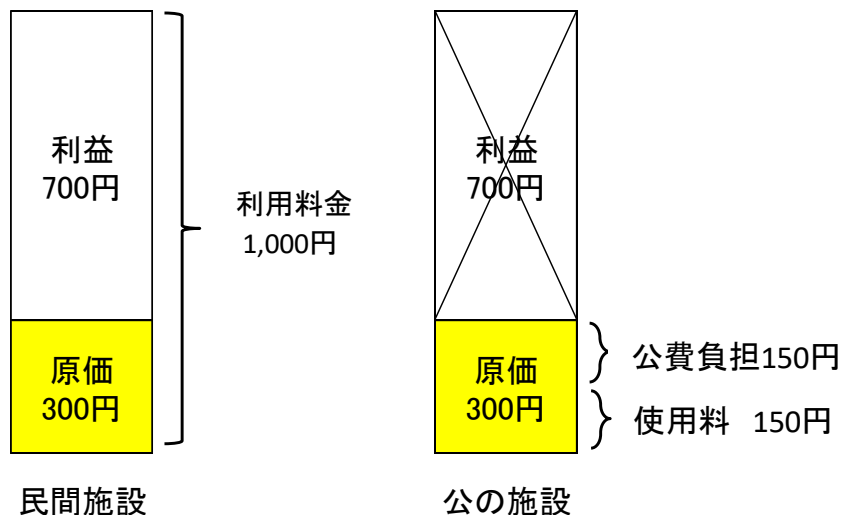
受益者の応分の負担を求めるには、使用料の算定根拠を明確にし、透明性を確保しつつ受益者の理解を得る必要があります。

使用料設定の基本的な考え方は下記のとおりです。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{受益者負担率}$$

料金設定における民間施設との違い

◎原価が300円、受益者負担率50%の施設の場合



3 原価算定の考え方

公の施設の原価算定に当たっては、施設の維持管理に係わる人件費、物件費、減価償却費（大規模改修費を含む）とし、算入する経費は直近過去3年間（原則、令和3年度から令和5年度。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響など、特殊事情がある場合は、単年度または2か年の平均額にするなど調整します。）の決算額の平均額とします。ただし、数年に1度発生する経費などは年数で割った費用を算入します。

算定年度に新たに発生する費用や、不要となる費用については、実情に応じて算入または除外します。

(1) 対象経費（施設の維持管理に係る費用）

項 目		詳 細
人件費		施設の維持管理に従事する職員（再任用職員を含む）の給与等（※1）、会計年度任用職員報酬、社会保険料、手当等（※2）
物件費	需用費	消耗品費、燃料費、光熱水費、物品修繕費等 修繕費（減価償却費による償却対象となっているものを除く）
	役務費	通信運搬費、保険料等
	委託料	指定管理料、清掃、警備、保守点検等に係る委託料
	使用料及び賃借料	借上料、借地料
	工事請負費	減価償却費による償却対象となっているものを除く
	備品購入費	備品購入費
減価償却費（※3）		建物、設備の固定資産台帳による減価償却費等

※1 常勤一般職員の給与については平均額により算出し、事務従事割合を考慮して、年間の人工を算出します。

（全体の業務に対して維持管理業務に係わる割合を算出します。）

職員 A（0.5）＋職員 B（0.3）＋職員 C（0.3）＋職員 D（0.2）＝1.3 人工／年

※2 会計年度任用職員等の報酬の算出方法

年間の維持管理業務に係わる会計年度任用職員の報酬等に事務従事割合を乗じて年間の経費を算出します。（維持管理業務に係わる業務量が4割、イベントの企画・運営に係わる業務量が6割の場合）

会計年度任用職員 A 年間報酬等 200 万円×事務従事割合 0.4＝80 万円

※3 施設の維持管理や運営にかかる実際のコストを反映させるため減価償却費を含めて算出します。公共施設は、長期間にわたって利用されるため、定期的なメンテナンスや修繕が必要です。また、施設の建設や購入にかかる初期投資も大きな負担となります。将来的な修繕や再投資の資金を確保するために、この分を使用料に反映させることとします。

さらに、耐用年数を超えても、すぐにサービスの質が低下するわけではありませので、耐用年数が過ぎた後も減価償却費に相当する分を経費として計上します。これにより、施設の持続的な利用が図られます。

(2) 対象外経費

項 目	詳 細
土地の取得に要した経費	土地は施設が廃止されても市の資産として残ることや、年数の経過により資産価値が減少するものではないため
災害等の特殊事情により一時的、臨時的に要した費用	災害修繕費等臨時的に要した費用
イベント開催に要した費用	一時的、臨時的であるため

4 施設の性質別分類と負担率の設定

市は、多様な市民ニーズに応えるため様々な施設を設置し、多岐にわたるサービスを提供しています。これらのサービスには図書館や公園など日常生活に必要であり民間での提供が難しいものや、入浴施設や駐車場のよう特定の市民が利益を享受し民間でも類似のサービス提供が可能なものまで多岐にわたります。

施設使用料を設定するに当たっては、一律の受益者負担率で料金を設定することは、公平性や公正性を損なう可能性があります。

そこで、より公平で公正な施設使用料を算出するため、施設の性質別に原価に対する負担率を設定するものです。

(1) 必需性による分類

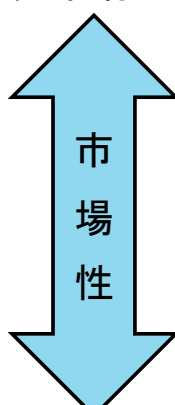
区分	選択的	基礎的
性質	・ 個人の価値観や嗜好によって選択的に利用する施設であり、市が義務的に実施する必要がない施設	・ 日常生活を営む上で必要となる生活水準を確保するために利用する施設 ・ 社会的、経済的弱者等を支援するための施設 ・ 市に実施義務がある施設
受益者負担	大  小	

(2) 市場性による分類

区 分	性 質	受益者負担
非市場的	・民間による同種、類似のサービスの提供が困難な施設 ・市が提供すべき施設	
市場的	・民間により同種、類似のサービスが提供されている施設	

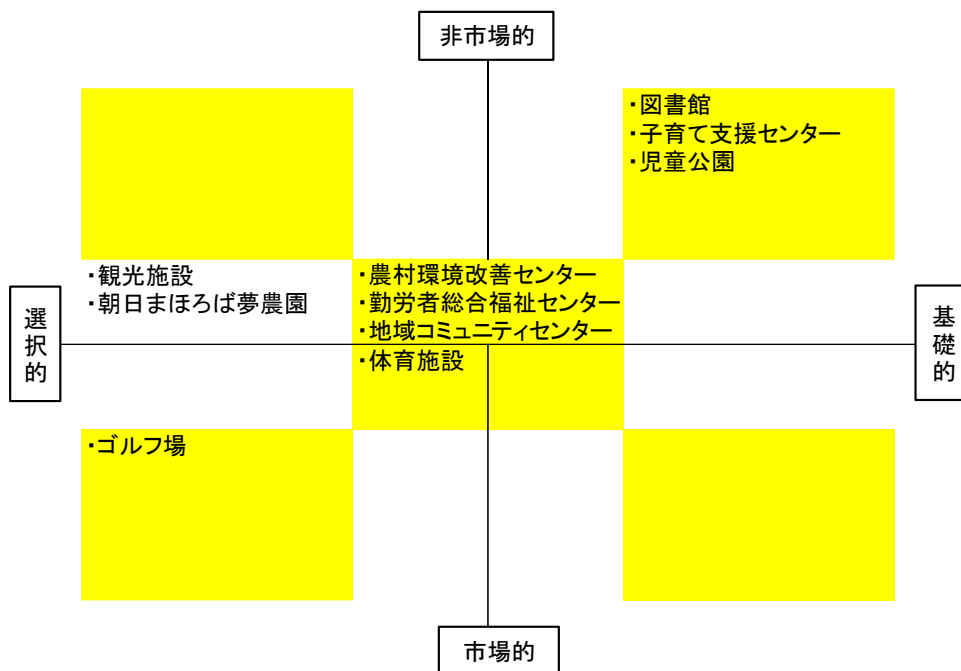
(3) 受益者負担率

サービスごとの必需性と市場性を見極め、9分類のいずれかに位置づけ、5段階の受益者負担率に区分する。(0%、25%、50%、75%、100%)

非市場的  市場的	50%	25%	0%
	75%	50%	25%
	100%	75%	50%



(4) 施設の性質別分類（イメージ図）



5 減額・免除について

(1) 減額・免除の基本的な考え方

受益者負担の公平性・公正性を確保する観点から、減額・免除については、あくまでも「政策的な特例的措置」であり、施設の設置目的や施設の利用率、各種団体の支援・育成等に配慮しながら、真にやむを得ないものについて適用します。

(2) 基準の統一

市内には多種多様な施設があり、一律に統一基準を設けることは困難ですが、類似施設もあることから下記のとおり統一的な考えのもと基準を設定します。

区分	基 準
100%免除	【全施設共通】 市（教育委員会及び指定管理者含む）が主催又は共催する事業で利用する場合（後援は除く）
	【全施設共通】 市以外の官公署が市政に協力する目的で利用する場合 市長（教育委員会及び指定管理者含む）が特に必要と認める場合 例：地域移行による部活動の利用
	【個別事由】 施設の設置目的に応じ、各施設の設置目的固有の使用団体が利用する場合
50%減額	【個別事由】 市内の公共的団体が、行政活動の協力的目的で利用する場合 例：地域まちづくり組織（まちづくり協議会）

市長（教育委員会及び指定管理者含む）が特に必要と認める場合 例：自治会、障がい者の団体利用
--

※「市長（教育委員会及び指定管理者含む）が特に必要と認める場合」、免除又は減免が想定される案件については事前に方針決裁を受け、その他の案件については随時決裁を受けます。

6 設定金額の調整について

(1) その他の料金区分の設定

受益者負担の公平性を確保するために、利用者区分等を設定する場合には、次の基準を基本としますが、施設の規模・設置目的を考慮し設定します。

① 市民以外の利用区分を設定する場合

市民以外の利用割増は、近隣市町村との施設相互利用の取扱いについて留意し設定します。

② その他の利用区分

利用者の年齢による区分や利用時間帯、利用曜日による区分、団体利用の割引など、必要性、妥当性、有効性を検証し合理的な根拠がある場合は設定できるものとします。

③ 付帯設備、備品などの使用料の設定

施設の利用とは別に利用者の意向によって使用が可能なもので、個別に使用料を算定できるものについては使用料を設定します。（音響設備、スポーツ用品など）

④ 営利目的や入場料を徴収する場合

営利目的や入場料を徴収する場合については、原則として新使用料の2倍を下限として設定します。

(2) 見直しの上限

市民負担の急激な上昇を防ぐため、原則、現行の使用料（冷暖房料を含む）の1.5倍を上限とします。

ただし、施設の性質や近隣自治体の使用料等を踏まえ、現行の使用料（冷暖房料を含む）の1.5倍以上とする施設もあります。

(3) 市内類似施設の調整

市内類似施設で調整する場合があります。

(4) 政策課題に対する調整

市の政策課題として特に重要なものについては、政策推進の観点から調整を行います。

(5) 算定使用料が現行より低額になった場合の取扱い

使用料全体の均衡、類似施設との均衡を図る観点から、現行の使用料（冷暖房料を含む）に据え置きます。

(6) 指定管理者制度を導入している施設について

指定管理者制度による利用料金制を導入している施設については、新料金の範囲内で指定管理者が設定するものとしているため、使用料の変更について指定管理者と協議を行います。

7 使用料の単位

使用料の単位は、原則として50円単位（50円未満切捨て）とします。

Ⅲ 基準原価の設定方法

使用料の計算は、会議室、集会室、体育館、テニスコート等の1室・1面当たりの料金として算出する「貸室等の使用料算定」と、1人当たりの料金として算出する「個人利用施設の使用料」に分類します。

1 貸室等の使用料算出方法

貸室等（会議室、ホールなど）、一定のスペースを使用する場合の使用料は、貸出対象部分の1㎡当たりの時間原価に貸出面積及び利用時間（使用料の単位）を乗じて得た金額に受益者負担率を乗じて算出します。

※体育館や野球場、テニスコート等については、面数を単位として算定します。

※複数の施設で統一料金を設定する場合は、各施設の原価、面積等（面数）を合算して算出します。

【1㎡・1時間当たりの原価】

$$\boxed{\text{施設全体の経費 (算出した経費)}} \div \boxed{\text{貸出面積の合計}} \div \boxed{\text{年間利用可能時間 (開館日数 \times \text{開館時間})}} = \boxed{\text{1 \text{m}^2 \cdot 1 \text{時間} 当たりの原価}}$$

※事務室やトイレなど共用部分に要する費用についても、経費として算入します。

※貸出面積に事務室・共用部分は含みません。

【1室・1面当たりの使用料】

$$\boxed{\text{1 \text{m}^2 \cdot 1 \text{時間} 当たりの原価}} \times \boxed{\text{1 室 \cdot 1 面 の面積}} \times \boxed{\text{利用時間 (使用料単位)}} \times \boxed{\text{受益者負担率}} = \boxed{\text{1 室 \cdot 1 面 当たりの使用料}}$$

【例】公の施設の会議室の使用料(1時間当たり)

区分	多目的ルーム	会議室	事務室	共用部分 (廊下、トイレ)	合計
床面積	400㎡	200㎡	50㎡	150㎡	800㎡

・施設全体の経費……8,000,000円

・年間利用可能時間……3,684時間（12h×307日）

・貸出面積の合計……多目的ルーム400㎡+会議室200㎡=600㎡

・受益者負担率50%

①1㎡当たりの年間原価=8,000,000円÷600㎡≒13,333.3円

②1㎡当たりの時間原価=13,333.3円÷3,684時間≒3.62円

③1室当たりの原価=3.62円×200㎡=724円

④1室当たりの使用料=724円×50%=362円

⑤端数調整(50円未満切捨て) 362円⇒350円

2 個人利用施設の使用料算出方法

個人で温泉、プールなどの施設を利用する場合の使用料は、年間の施設全体の経費を原則直近過去2年間（令和4年度、令和5年度）の利用者数の平均で除して求めた1人当たりの原価に受益者負担率を乗じて算出します。

$$\boxed{\begin{array}{c} \text{施設全体の経費} \\ \text{(算出した経費)} \end{array}} \div \boxed{\begin{array}{c} \text{R4・R5} \\ \text{利用者平均} \end{array}} \times \boxed{\begin{array}{c} \text{受益者} \\ \text{負担率} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{c} \text{1人当たりの} \\ \text{使用料} \end{array}}$$

【例】プールの使用料

- ・施設全体の経費……10,000,000 円
- ・R4・R5 利用者平均……50,000 人
- ・受益者負担率……50%

① 1人当たりの原価＝10,000,000 円 ÷ 50,000 人＝200 円

② 1人当たりの使用料＝200 円 × 50% ＝ 100 円